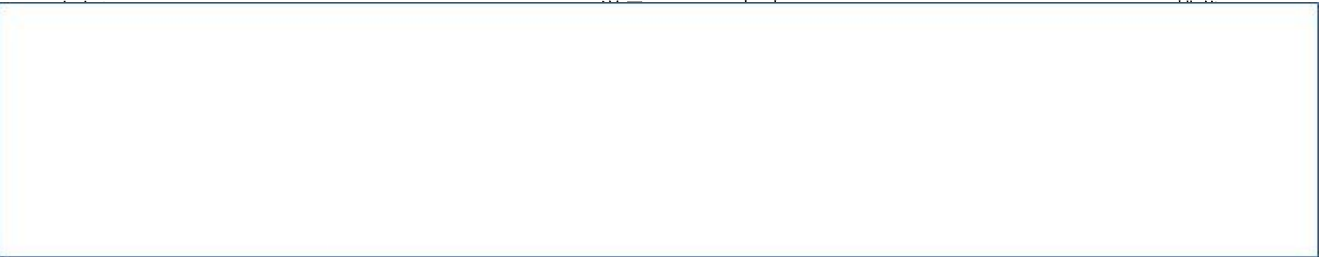


スマホ同好会メールマガジン第950号 - 4月16日スマホ同好会 Online Zoom ミーティングアンケート結果

高嶋 正明 <masaaki.takashima@outlook.com>

2024-04-18 (木) 5:47



スマホ同好会の皆さんへ、

4月16日開催のスマホ同好会 Online Zoom ミーティングのアンケートに皆さんからコメントを頂きましたので、私からの回答と共に以下にご紹介します。

* 海外居住者の相続問題は、法律は誰にとっても同じですが、家族構成・相続の事情は人それぞれ異なります。その為、それは税理士に相談して下さいと言われる。私も今話をしたいのは国際相続の各論と実務で、疑問と悩みに何でも答えてくれる税理士です。内容次第ではプライバシーに関わるので難しい所もありますが、公開出来る事だけでもQ&Aの形でお互い情報共有出来たら、素晴らしいと思います。

(回答：二国以上に関わる国際相続では、国によってそもそも相続税のある国・無い国、相続税の基礎控除額・配偶者控除・税率等、そしてその相続の執行手続きも異なる場合があります。

英国の相続は、相続執行人が被相続人の全世界の相続資産をリストアップし、遺言書の有無を確かめた上で、遺言書のある場合はその遺言書を検認 (Probate) 後その遺言書に従って、遺言書の無い場合は法律に従って、必要な相続税を支払った後に、相続資産の名義変更を行います。

一方、日本の相続は、まずは遺言書の有無・法定相続人を確認した上で関係者が相続協議を行い、その合意に基づいて相続資産分割協議書に全ての相続人が署名して相続を執行します。その際、日本には例え遺言書が有っても法定相続人には法定相続分の半分は遺留分として相続する権利が留保されている事も英国と異なります。その後、相続人が受け取った相続資産に対して相続税が課税される場合はその旨申告して相続税を支払います。

従いまして、まずはご自身の資産がどこにどれだけ有るかを整理して、日本・英国でどれだけ相続税が発生するかしないかを良く認識した上で、ではその相続税を出来るだけ節税する為には生前贈与も検討されてはと思います。)

皆さんにはアンケートにご協力頂き有難う御座いました。では、次週4月23日(火)はJSC Japan Senior Community Zoom 終活セミナーで、「英国・日本の相続税」のテーマで午後8時から9時半に開催です。

このスマホ同好会 Online Zoom ミーティングは、皆さんが例えZoomアプリをダウンロード・サインアップしておられなくとも、当日の会の開催時間に以下のインターネットURLをクリックするだけでも参加頂けますので、是非ご参加ください。途中参加・途中退出も自由です。

<https://us02web.zoom.us/j/8111155475?pwd=NFdTVzNaa0g3cGZmVk5kNVh0R3dpUT09>

尚、既にZoomアプリをダウンロード済みの方は、Zoomアプリから以下のミーティングID・パスワードを入力して参加ください。

ミーティングID : **8111155475**

パスワード : **777993**

皆さんの参加をお待ちします。

高嶋

(追伸)

* スマホ同好会の活動内容については、インターネットサイト <https://sumahoclub.net> をご覧ください。会員専用ページのパスワードは "yumenoki" です。

* スマホ同好会についてご意見・ご要望が有りましたら、いつでもご連絡ください。

* このスマホ同好会メールマガジンはスマホ同好会の常連・準常連の皆さんに送付しています。

* このスマホ同好会メールマガジンのバックナンバーは、インターネットサイト <https://sumahoclub.net> からご覧頂けます。

* このスマホ同好会メールマガジンの購読を希望されない場合は、ご一報ください。メンバーリストから削除して、配信を停止します。